

**(総 則)**

- 第1条 発注者（以下「甲」という。）及び受注者（以下「乙」という。）は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。)のほか、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書に従い、この契約（この約款及び仕様書を内容とする労働者派遣契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 乙は甲に対し、乙の雇用する労働者を派遣し、甲の指揮命令に従って業務に従事させ、甲は乙に対し、この労働者派遣の対価として派遣金額を支払うものとする。
- 3 この契約の履行に関して甲と乙との間で用いる言語は、日本語とする。
- 4 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 5 この契約の履行に関して甲と乙との間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。
- 6 この約款及び仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 7 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 8 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

**(請求等及び協議の書面主義)**

- 第2条 この契約に定める請求、通知、及び解除（以下「請求等」という。）は、原則として、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定に係わらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、甲及び乙は、前項に規定する請求等を口頭で行うことができる。この場合において、甲及び乙は、既に行った請求等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 甲及び乙は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

**(派遣の方法)**

- 第3条 乙は、甲が提出する配置予定表により業務の場所に派遣労働者を配置しなければならない。
- 2 乙は、派遣労働者を派遣しようとするときは、その一覧表を甲に提出しなければならない。

**(乙の履行義務)**

- 第4条 乙は、甲に対して、仕様書に定める要件及び条件のほか、この約款に定めるところに従い、派遣業務を提供しなければならない。また、甲と乙とが協議の上仕様書が変更されたときは、変更された仕様書に従って実施しなければならない。

### (派遣業の届出)

第5条 乙は、この契約を締結するに当たって、あらかじめ甲に対して労働者派遣事業の許可を受けていること、又は届出を行っていることを明示しなければならない。

2 乙は、前項の規定により明示した労働者派遣事業の許可について、この契約期間中に労働者派遣法第10条第1項に規定する有効期間が満了した場合には、その更新を受けていることを明示しなければならない。

### (派遣労働者)

第6条 乙は、この契約に係る派遣業務を遂行するため、あらかじめ労働者派遣法第35条各号に掲げる事項を甲に通知しなければならない。

2 甲は、派遣労働者が不相当であると合理的に認められたときは、その事由を明示し、乙に変更を求めることができる。

### (派遣金額)

第7条 派遣金額は、契約書記載金額に実労働時間を乗じて得た額とする。

2 1日の実労働時間が8時間を超える勤務に対する派遣金額は、前項の金額に100分の125を乗じて得た額とする。

3 前2号の派遣金額には、乙がこの契約を履行するために必要な労働保険及び社会保険料を含むものとする。

4 派遣金額の計算期間は、月の初日から月の末日までの1か月とし、各月毎に派遣労働者の就業時間（1時間未満の端数がある場合は、その時間が15分未満のときは0と、15分以上45分未満のときは30分と、45分以上1時間未満のときは1時間として計算するものとする。）に基づき、月額派遣金額を算出するものとする。なお、各日の派遣労働者の就業時間は、5分単位（端数については切り捨てる。）で算出する。

### (就業の確保)

第8条 乙は、甲と協力してこの派遣業務が円滑に遂行できるよう、派遣労働者に対し、適正な管理を行うものとする。

2 乙は、労働保険及び社会保険の適用手続を適切に進め、労働保険および社会保険に加入する必要がある派遣労働者については、加入させてから労働者派遣を行うものとし、その経費負担は乙が負うものとする。ただし、新規に雇用する派遣労働者について労働者派遣を行う場合であって、当該労働者派遣の開始後速やかに、乙の経費負担において、労働保険及び社会保険の加入手続を行う場合においては、この限りでない。

3 乙は、労働基準法（昭和22年法律第49号）に基づき、派遣業務に支障のない範囲において、派遣労働者に有給休暇を取らせるものとし、その経費負担は乙が負うものとする。

4 甲は、前項の規定により派遣労働者が有給休暇を取得する場合又は欠勤等で勤務を行うことができない場合には、乙に対し、その期間中に代理の派遣労働者の派遣を要請す

ることができるものとし、乙は、甲から代理の派遣労働者の派遣要請があった場合には、可能な限りその要請に応じなければならない。また、代理の派遣労働者に対する派遣金額等の諸条件は、この契約に準ずるものとする。

- 5 甲は、この派遣業務の遂行に必要な施設、設備等を甲の業務に支障のない範囲において、派遣労働者に使用させることができる。

#### **(派遣業務指揮)**

第9条 派遣労働者は、その派遣業務の実施に当たり、甲が定めた指揮命令者の指示に従うものとする。

#### **(派遣先の講ずべき措置等)**

第10条 甲は、派遣就業が適正に行われるように、労働時間の監理、安全、衛生の確保、セクシャルハラスメントの防止、その他適切な就業環境の維持等、労働者派遣法その他関係法令及び厚生労働省指針等で定められた派遣先が講ずべき措置を講じるものとする。

#### **(業務上災害等)**

第11条 派遣就業に伴う派遣労働者の業務上災害及び通勤災害については、派遣労働者の請求により乙が労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に定める申請手続を行うものとする。

- 2 甲は、乙の行う派遣労働者の労災申請手続について必要な協力をしなければならない。
- 3 甲及び乙は、派遣労働者が業務上災害により死亡し、又は負傷等したときには、甲の事業場の名称等を記入の上、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び同法施行規則（昭和47年労働省令第32号）の定めに従い、所轄労働基準監督署に労働者死傷病報告をそれぞれ提出しなければならない。また、甲は、労働者死傷病報告を提出したときは、その写しを乙に送付しなければならない。
- 4 甲は、労働者派遣法及び同法施行規則（昭和61年労働省令第20号）に定める労働基準法、労働安全衛生法等の適用に関する特例の定めに基づき派遣労働者の安全衛生を確保するものとする。

#### **(派遣先責任者及び派遣元責任者)**

第12条 甲及び乙は、自己が雇用する労働者の中から各々の事業所ごとに法令で定める人数の派遣先責任者及び派遣元責任者を選任し、相互に連携して派遣労働者から申出を受けた苦情の処理、甲と乙との間の連絡調整その他労働者派遣法第36条及び第41条で定める事項を行わせなければならない。

#### **(管理台帳の作成)**

第13条 甲は、労働者派遣法第42条第1項に規定する派遣先台帳を作成しなければならない。

- 2 乙は、労働者派遣法第 37 条第 1 項に規定する派遣元台帳を作成しなければならない。

**(機密保持及び規律の遵守)**

第 14 条 乙は、派遣業務の遂行のため知り得た甲の業務上の機密を第三者に漏らしてはならない。

- 2 乙は、その派遣労働者に対し派遣業務遂行に伴い知り得た甲の業務上の機密保持及び甲の機密保持に関する規律遵守を徹底するよう指導教育しなければならない。

- 3 次の各号に該当する情報は、甲の業務上の機密から除外するものとする。

- (1) 乙又は派遣労働者が知り得た時点で、公知であった情報
- (2) 乙又は派遣労働者が知り得た後に、乙又は派遣労働者の責めによらず公知となった情報
- (3) 乙又は派遣労働者が知り得る時点で、既に乙又は派遣労働者が所有していた情報
- (4) 乙又は派遣労働者が第三者から合法的に入手した情報
- (5) 乙又は派遣労働者が第三者への開示について、甲の承諾を得た情報
- (6) 乙又は派遣労働者が独自に開発した情報

**(権利義務の譲渡等の禁止)**

第 15 条 乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

**(事故等の報告)**

第 16 条 乙は、この契約により生じるおそれのある事故又は脅威の発生を知ったときは、必要な応急措置を講じるとともに、直ちにその旨を甲に報告し、その指示を受けなければならない。

- 2 乙は、前項の事故等が発生した場合には、遅滞なく詳細な経過報告及び今後の対処方針を甲に提出しなければならない。

**(損害のために必要を生じた経費の負担)**

第 17 条 この契約の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は乙が負担する。ただし、その損害が甲の責めに帰する理由による場合において、その損害のために必要を生じた経費は甲が負担するものとし、その額は甲と乙とが協議して定める。

**(派遣業務の変更等)**

第 18 条 甲は、必要があると認めるときは、派遣業務の内容を変更し、又は一時中止させることができる。この場合において、当該変更等の内容がこの契約に定める派遣金額、派遣期間その他の契約条件に影響を及ぼすものであるときは、変更契約を締結するものとする。

- 2 前項の規定による変更等によって乙が損害を受けたときは、乙は甲に対し、当該変更された派遣業務の内容に係る派遣金額相当額の範囲で損害賠償を請求することができる。この場合の損害賠償額は、甲と乙とが協議して定める。

#### **(報告等)**

第 19 条 派遣労働者は、勤務報告書を作成し、その内容について勤務日ごとに指揮命令者の確認を受けた後、乙に報告するものとする。

- 2 乙は、業務期間中の月末ごとに前項の勤務報告書を甲に提出しなければならない。ただし、派遣業務が完了したときは、同項の勤務報告書及び完了届を提出するものとする。

#### **(検査)**

第 20 条 甲は、前条第 2 項に規定する通知があったときは、当該通知を受理した日から 10 日以内に通知内容の検査を実施しなければならない。

#### **(派遣金額の支払い)**

第 21 条 乙は、前条の検査に合格したときは、派遣金額の支払いを請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、適法な請求書を受理した日から 30 日以内に派遣金額を支払わなければならない。
- 3 甲の責めに帰すべき事由により前項の支払いが遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき遅延日数に応じ、この契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき定められた遅延利息の率の割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

#### **(権利の帰属)**

第 22 条 この契約に基づき派遣労働者が派遣期間中に得た成果についての一切の権利は、甲に帰属するものとする。

#### **(苦情の処理)**

第 23 条 甲は、派遣労働者から、その就業に関して苦情の申出があったときは、速やかにその内容を乙に通知し、甲と乙とが協議して迅速かつ適切な処理を行うものとする。

#### **(甲の解除権)**

第 24 条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲はその責めを負わないものとする。

- (1) 乙が派遣期間中において、正当な理由がなく派遣労働者を配置しないとき。
- (2) 乙又は派遣労働者がこの契約に締結及び履行に当たり不正な行為をしたとき。
- (3) 乙又は派遣労働者が正当な理由がなく甲の検査の実施に当たり、検査を行う者の指示に従わないとき、又はその職務を妨害したとき。

- (4) 乙が労働者派遣法第14条の規定により同法第5条第1項の許可の取消し等がされたとき、又は同法第21条の規定により事業の廃止等が命ぜられたとき。
  - (5) 前各号に掲げる場合のほか、乙がこの契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は、派遣金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

#### **(談合その他不正行為による解除)**

第25条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第1項に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第50条第1項に規定する納付命令）又は同法第66条第4項の規定による審決が確定したとき（同法第77条の規定により、この審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。
  - (2) 乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
  - (3) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 前条第2項の規定は、前項の規定による解除の場合に準用する。

#### **(乙による労働者派遣の停止)**

第26条 乙は、次の各号の事由が生じたときは、労働者派遣を停止することができる。この場合において、乙は甲に対して、事前に労働者派遣を停止する理由、提供を停止する日及びその期間を通知するものとする。

- (1) 甲が派遣金額の支払いを遅滞したとき。
  - (2) 甲がこの契約の各条項に著しく反したとき。
  - (3) 前2号に定めるもののほか、甲の責めに帰すべき事由により乙の派遣業務に著しい支障を来し、又はそのおそれがあるとき。
- 2 甲は、前項の規定による労働者派遣の停止を理由として、乙に対して派遣金額の支払いを拒み、又は損害賠償の請求をすることはできない。

#### **(乙の解除権)**

第27条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第18条第1項の規定により派遣業務内容を変更等したため、派遣金額が3分の2以上減少したとき、又派遣業務の中止期間の2分の1以上に達したとき。
- (2) 甲がこの契約に違反し、その違反によって派遣業務を完了することが不可能となつ

たとき。

- 2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

**(解除に伴う措置)**

第 28 条 第 24 条、第 25 条及び前条の規定によりこの契約が解除された場合において、検査に合格した履行部分があるときは、甲は、当該履行完了部分に対する派遣金額を支払わなければならない。

**(損害賠償)**

第 29 条 派遣労働者が、甲の業務の執行につき、故意又は過失により、甲に損害を与えたときは、甲は乙に対し、その損害額の賠償を請求し、又は求償することができる。

**(契約終了時の派遣業務引継、移行支援等)**

第 30 条 この契約の全部若しくは一部を解除し、又は契約期間が終了した場合には、乙は当該派遣業務を甲が継続して遂行できるように必要な措置を講ずるか、又は他者に移行する作業を支援しなければならない。

- 2 前項に規定する必要な措置又は支援の具体的な内容については、甲と乙とが協議して定める。

**(契約外の事項)**

第 31 条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

上記契約の証として、甲と乙とは本書を 2 通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その 1 通を保有する。

**(総 則)**

第1条 この特約は、この特約が添付される契約と一体をなす。

**(用語の定義)**

第2条 この特約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところとする。

- (1) 甲 発注者である多摩市をいう。
- (2) 乙 多摩市との契約の相手方をいう。乙が共同企業体であるときは、その構成員全てを含む。
- (3) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定するもの
- (4) 暴力団員等 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (5) 反社会的勢力 暴力団、暴力団員等、暴力団関係企業、総会屋、社会運動又は政治活動を標榜して不法行為を行なう者又は団体、その他不当要求等の反社会的活動を行なう者又は団体
- (6) 不当要求行為等 次に掲げるものをいう。
  - ア. 暴力行為、脅迫行為又はこれらに類する行為
  - イ. 威圧的又は乱暴な言動により嫌悪感を与える行為
  - ウ. 正当な理由なく面会を強要する行為
  - エ. 正当な権利行使を仮装し、又は社会的常識を逸脱した手段により金銭又は権利を不当に要求する行為
  - オ. 前各号に掲げるもののほか、工事現場の秩序の維持、安全確保又は工事の実施に支障を生じさせる行為
- (7) 法人の役員若しくは使用人 個人事業主、法人の代表者及び法人の役員（役員として登記又は届出されていないが実質上経営に関与している者を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者及び直接雇用契約を締結している正社員

**(乙が暴力団員等であった場合の甲の解除権)**

第3条 甲は、乙が各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除する又は解除することができる。

- (1) 法人の役員若しくは使用人が暴力団員等であるとき、又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (2) 法人の役員若しくは使用人が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団員等に対して金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与え、又は便宜を供与するなど、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (3) 法人の役員若しくは使用人が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団等を利用するなどし

ていると認められるとき。

- (4) 法人の役員若しくは使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるような関係を有していると認められるとき。
  - (5) 法人の役員若しくは使用人が、自ら契約する場合において、その相手方が前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら契約したと認められるとき。
- 2 乙が前項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かに係わらず、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
  - 3 前項の規定は、この契約の履行が完了した後も5年間適用する。
  - 4 第1項に規定する場合において、乙が共同企業体であり、既に解散しているときは、甲は乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者又は構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

#### **(反社会的勢力を排除するための連携)**

第4条 甲及び乙は、警察と連携し、この契約に関与又は介入しようとする反社会的勢力を排除するために必要な情報交換又は捜査協力等を行なうものとする。

#### **(不当要求行為等を受けた場合の措置)**

第5条 乙は、この契約の履行にあたり、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 本契約に関して、不当要求行為等を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに甲に報告するとともに、警察に届け出ること。
  - (2) 下請業者又は工事関係業者がある場合、不当要求行為等を受けたときは、毅然として拒否し、乙に速やかに報告するよう当該下請業者等を指導すること。下請業者等から報告を受けたときは、速やかに甲に報告するとともに、警察に届け出ること。
  - (3) この契約に関して乙の下請業者又は工事関係業者がある場合、乙は、下請契約等の締結に際して、第3条第1項及び第5条第1項により乙が遵守を求められていると同様の内容を規定しなければならない。
- 2 乙が前項の報告、届出等を怠ったときは、甲は状況に応じて契約解除、入札参加停止又は違約金の請求など必要な措置を講じることができる。下請業者又は工事関係業者が報告を怠った場合も同様とする。
  - 3 第3条第2項から第4項までの規定は、前項の場合に準用する。